

令和2年第7回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年7月27日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員9名

1 番 北濱 陽子	6 番 坂下 正幸	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	(欠席)	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	9 番 山本 秀夫	14 番 新澤 晟
5 番 山本 恒雄	10 番 森谷 正美	15 番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

8 番 谷内 吉夫

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 輪島4番 新谷 義治

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議案第23号 非農地証明願いについて

7 報告事項

- (1) 報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 9 : 5 2

事務局長	本日は 14 名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は 2 名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、14 名であります。農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第 4 回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日 1 日といたしたいと思 います。これに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日 1 日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号 6 番 坂下 正幸 委員及び 議席番号 7 番 石倉 稔 委員の 両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第 20 号】の農地法第 3 条の規定による 申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書 2~3 ページをご覧ください。議案第 20 号の農地法第 3 条の規 定による農地等の所有権移転許可申請承認及び使用貸借権設定許可申 請認についてです。今月は 6 件です。 【議案第 11 号、1 番から 5 番につき議案書をもとに朗読】
事務局	合計 5 筆 1,819 m ² で内訳は田が 255 m ² 、畑が 1,584 m ² です。

	<p>いずれも既に耕作中の経営面積または今回の農地の取得による経営面積の合計が下限面積 20 アールを超える個人による農地の所有権の譲り受けまたは使用貸借権の設定であり、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番について、地区担当推進委員輪島4番 新谷 義治 委員よりご意見願います。</p>
新谷委員	<p>17日に本人立会のもと、現地確認をして参りました。場所は旧国鉄市ノ瀬駅の周辺です。確認のところ、周囲に及ぼす影響は無いものと考えます。以上です。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番・3番について、地区担当委員議席番号10番 森谷 正美 委員よりご意見願います。</p>
森谷委員	<p>7月20日に現地確認及び本人の面談を行いました。今後も耕作をしていくとのことで、周囲に及ぼす影響は無いと考えます。以上です。</p>
議長	<p>次に、申請番号4番・5番について、地区担当委員議席番号6番 坂下 正幸 委員よりご意見願います。</p>
坂下委員	<p>7月19日の日曜日に現地を見に行きました。まず申請番号4番ですが、見に行ったところ偶然譲受人本人がおり、知り合いでもありましたので、いろいろ話を聞いておりました。持ち主である譲渡人が高齢で耕作ができず荒らして草だらけの状態だったので、これから譲り受けて耕作するので、周辺の農地に対してはかえって良くなるものと思われれます。</p> <p>また、申請番号5番ですが、こちらは本人には出会えなかったのですが、隣の農地の所有者がいたので話を聞きました。こちら荒れがちな農地を譲り受けて耕作を継続するものなので、周辺に対する影響は良くなっても悪くなることは無いと考えられます。以上です。</p>

議 長	次に、申請番号6番について、地区担当推進委員輪島1番 宇羅 恒一委員よりご意見願います。
宇羅委員	先日現地確認に行き、本人にも話を聞いてきました。現に問題なく耕作をしておりますし、周辺に及ぼす悪い影響は無いものと考えます。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第20号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	〔「異議なし」との声あり〕
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第20号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第21号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします
事 務 局	議案書10ページをご覧ください。議案第21号の農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第12号、1番と2番につき議案書をもとに朗読】 合計13筆1,220㎡で内訳は畑が1,220㎡です。 申請地については、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ha未満であることから第2種農地であり、転用目的は、現境内地が国の道路工事により収用されることに伴い、代替え用地として提供された農地を新たに境内地とするものであります。既存の本殿等を移設するためには申請地のほか代替地は無く、許可相

	当と考えております。
議 長	それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号12番 安 津久人 委員よりご意見をお願いいたします。
安 委員	7月22日、会長・農業委員のお二人、事務局とともに現地確認をして参りました。転用面積は1,220㎡、目的は先ほど事務局説明のとおり国道工事に伴う横地町の神社の移設です。移設場所は横地町の地域住民の総意によるものでありますし、周囲に及ぼす影響は無いと考えられますので、よろしくお願いいたします。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第21号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり) ご異議なしと認めます。 よって【議案第21号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第22号】の農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書13ページをご覧ください。議案第22号の利用権設定各筆明細です。今月は2件です。 【議案第22号、利用権設定各筆明細を議案書をもとに朗読】 合計6筆4,533㎡、全て田です。期間は申請番号1番が10年、申請番号2番が5年で、いずれも現在の賃貸借を更新するものです。

議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 22 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議 ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 22 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 23 号】の非農地願承認につい て議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書 16 ページをご覧ください。議案第 23 号の非農地願承認につい てです。今月は 1 件です。 【議案第 23 号、1 番につき議案書をもとに説明】
事 務 局	以上、1 筆 59 m ² で内訳は畑が 59 m ² です。申請地については、平成 8 年に自宅に隣接して納屋が建てられており、2a 未満の農地をみずから の耕作のため農業用施設に転用する場合にあたるため、転用許可は不 要ではありましたが、農業委員会に対し報告を求める事案でした。報 告が無く、現在まで登記地目が田のままになっていたものですが、今 回顛末書の提出とともに、農地性が無くなってから 20 年以上が経過し ていることから、非農地証明の申請をしたものです。
議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当議席番号 14 番 新澤 晟 委 員よりご意見をお願いいたします。
新澤委員	非農地証明ということで、平成 8 年に納屋が建てられたもので すが、すでに長い期間が経ち、その間特に周辺への影響はなかったもの ですので、問題ないのではないかな、と考えております。以上です。

議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 23 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議 ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 23 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 15 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付け ましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 16 ページをお開きください。報告第 15 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 4 件です。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】 合計 111 筆 31,310.94 m ² です。内訳は田が 21,558.94 m ² 、畑が 9,752 m ² です。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので【報告第 15 号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 それでは第 7 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。